

## 障がい者を理由とする差別に関する相談事案について

平成29年4月～

	月日	相談者	障害種別	相談内容	市の対応方針	対応結果
1	4月14日	本人	身体 (聴覚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ろうあ協会として、市内の会社に団体見学を電話で申し込んだところ、ろうあ者だから危険だという理由で断られた。</li> <li>・見学できるよう市で対応してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・障がいを理由に断ることはできないことを説明</li> <li>・見学に当たっての注意事項等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方に電話で事実確認をしたところ、責任者が対応し即座に見学できるとの回答が得られた。</li> <li>・市ろうあ協会へはその旨連絡し、見学の申込をするよう伝えた。</li> </ul>
2	5月24日	本人	精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険の手続きに行ったところ、精神障がい者という理由でじろじろ見られた。</li> <li>・また「警察を呼びますよ」と言われた。</li> <li>・市で注意してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・障がいのある方への対応を改善するよう説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方保険会社に事実確認をしたところ、障がいのある方本人は会社の特定の人物に会うために、手続き等の用事と称して会社に来るが、特定の人物は手続きに直接関係しない人物であり会えない旨を伝えると物を投げたり、叫んだりするため、警察に連絡すると話した。</li> <li>・当事者間で意見が異なることから、再度障がいのある方に事実確認をするため連絡したが、携帯電話は繋がらず本人も市外へ転出したため終結とした。</li> </ul>
3	7月5日	本人	身体 (肢体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の住んでいるマンションの歩道の改修要望（段差解消や歩道の傾斜の改修）</li> <li>・青森市内の道路（歩道の段差）の基準が、国で定める基準と異なる。</li> <li>・リンクステーションホール入口の手摺の位置の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・関係機関へ連絡し対応を協議し、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路維持課、下水道整備課、障がい者支援課、本人、NPO法人代表関係者等で、現場にて状況確認。</li> <li>・改修可能な範囲、方法等について話し合う。</li> <li>・その後、下水道整備課で公設柵の段差解消を行い、歩道の破損箇所やたわみなどをパッチング補修。</li> <li>・本人は市役所の対応の仕方や改修方法に納得していない点もあり、関係課と継続して協議することとしている。</li> </ul>
4	8月14日	家族	身体 (肢体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港の有料道路の料金所で障害者割引を受けるにあたり、手帳を提示したにも関わらず、「本当に障害者なのか。」という差別的発言を受けた。</li> <li>・市で注意してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・障がいのある方への対応を改善するよう説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港道路を管轄する県道路公社へ事実確認をしたところ、そのような事実があったことが確認された。</li> <li>・今後、同様の事案が発生しないよう指導を徹底する旨の文書をいただき、その旨、相談者へ報告し了承を得られた。</li> </ul>
5	9月7日	本人	身体 (肢体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢に障がいのある県外在住の方が、市内のホテルに7泊する予定で予約をした。その際、浴室にシャワーチェアを用意してほしいと依頼したが断られた。</li> <li>・市から指導し対応してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・合理的配慮については、民間事業者は努力義務であるが対応できないか確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルの責任者に確認したところ、受付担当者での対応に止まっており、責任者は事実を知らなかった。</li> <li>・ホテル全体がバリアフリーに対応していないこともあり、シャワーチェアを置けるか等の問題はあるが、本社にも確認し対応したいとの回答が得られた。</li> <li>・本人にその旨伝え了承を得られた。</li> <li>・しかしその後、本人とホテル側で話をしたところ、「そもそもホテルがバリアフリーになっていないことがおかしい。合理的配慮がなされていない。」との話になり、結果的に予約をキャンセルされた。</li> </ul>